

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第18号
令和5年5月17日
警察庁交通局長

「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う対応について(通達)

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)及び災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第47号)は、令和5年5月17日に公布され、同年9月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、災害発生より前においても緊急通行車両等に係る確認を行うことができることとするものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

(凡例)

「法」	: 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
「改正令」	: 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第180号）
「災対法施行令」	: 改正令による改正後の災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
「大震法施行令」	: 改正令による改正後の大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）
「原災法施行令」	: 改正令による改正後の原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）
「改正府令」	: 災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第47号）
「災対法施行規則」	: 改正府令による改正後の災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）
「大震法施行規則」	: 改正府令による改正後の大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）
「原災府令」	: 改正府令による改正後の原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）

第1 趣旨

災害発生時における都道府県公安委員会等の負担軽減を図る必要があることや、サービス・小売業界等から緊急通行車両等に係る標章及び証明書（以下「標章等」という。）の事前交付を求める要望が出されていること等を踏まえ、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）の車両については、事前に緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようにするものである。

第2 内容

1 改正令

(1) 災対法施行令関係

法第50条第2項の規定により、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生より前においても災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることとされた（災対法

施行令第33条第2項)。

(2) 大震法施行令関係

同様に、地震防災応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、警戒宣言が発せられる時より前においても大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認を行うことができることとされた(大震法施行令第12条第2項)。

(3) 原災法施行令関係

同様に、緊急事態応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、原子力緊急事態宣言の前においても原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることとされた(原災法施行令第8条第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第2項)。

2 改正府令

(1) 確認の申出の手續に係る規定の整備等

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認に係る申出書及び添付書類について規定されたほか、標章等の書換え交付、再交付及び返納等について規定された(災対法施行規則第6条、第6条の3、第6条の4及び第6条の5)。

また、大震法施行規則につきも同様の改正が行われ(大震法施行規則第6条、第6条の3、第6条の4及び第6条の5)、原災府令についても、改正後の災対法施行規則の必要な読替えができるよう、所要の改正が行われた(原災府令第1項及び第2項)。

(2) 経過措置

大規模災害が改正令の施行日の直前に発生し、改正令の施行前後にかけて緊急交通路が指定された場合に、的確かつ円滑な災害応急対策等を実施することを可能とするため、改正令の施行前に交付された標章等については、改正府令の施行後の様式による標章等としてみなすこととされた(改正府令附則第2項)。

第3 留意事項

改正令の施行後も、引き続き、災害発生時においても緊急通行車両等に係る確認を行うことができることに変わりはないことに留意すること。

他方で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、指定行政機関等の車両については、可能な限り事前に確認を受けるよう周知を行うこと。

(参考資料)

- 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)の官報の写し及び新旧対照条文
- 災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第47号)の官報の写し